九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

萩原北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県長門市深川湯本字今市二七一三番二地内電子基準点長門を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一六一度四五分三八秒一〇八七五・五二六メートルの地点　一号

標柱一号から三三七度二八分〇六秒二八・九一七メートルの地点　二号

標柱二号から三二五度五六分一五秒五六・八一五メートルの地点　三号

標柱三号から二三度二〇分〇五秒一八・二八六メートルの地点　四号

標柱四号から七度一六分四八秒四七・〇〇二メートルの地点　五号

標柱五号から三一三度一一分二七秒二七・二八〇メートルの地点　六号

標柱六号から三四八度〇三分三三秒七二・三七三メートルの地点　七号

標柱七号から五六度一八分二四秒一九・五三七メートルの地点　八号

標柱八号から一三一度一〇分二五秒八〇・七八五メートルの地点　九号

標柱九号から一七三度二五分五三秒五四・四〇八メートルの地点　十号

標柱十号から二二〇度三三分二三秒七一・一三一メートルの地点　十一号

標柱十一号から一六三度二四分一五秒一二・八四九メートルの地点　十二号

標柱十二号から一四二度五三分一二秒二八・三九五メートルの地点　十三号

標柱十三号から一四九度四六分二九秒一八・〇一八メートルの地点　十四号

標柱十四号から一五八度二三分五五秒一八・五〇四メートルの地点　十五号

標柱十五号から一六七度五五分〇六秒四・六三〇メートルの地点　十六号

○海上保安庁告示第七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十日

海上保安庁長官　中島　敏

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PL 90　いぜな	別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PL 90　いぜな PM 02　きたかみ PM 05　ひたち
（略）	（略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PM 54　いよ PM 55　ひたち PM 56　きたかみ	別表（第一条関係） 巡視船 番号　船名 （略） PM 54　いよ
（略）	（略）

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成三十年二月五日

二　第二条の規定　平成三十年二月二十八日

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間
六号	いわき市平下荒川字南作四二番一から同市平山崎字金沢一六番一まで

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月十日

○関東地方整備局告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	十六号
三　指定する道路の部分	
区間	幅員
横須賀市馬堀海岸三丁目二六番二四から同市馬堀海岸三丁目三四番まで	一一・三五メートル～三一・一〇メートル
四　指定する期日	延長　〇・〇四二キロメートル

平成三十年一月十日